

熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

新	旧
熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針	熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針
目次	目次
1 趣旨	1 趣旨
2 用語の定義	2 用語の定義
3 基本的事項	3 基本的事項
4 設置者	4 設置者
5 立地条件	5 立地条件
6 規模及び構造設備	6 規模及び構造設備
7 規模及び構造設備の特例	7 規模及び構造設備の特例
8 職員の配置、研修及び衛生管理等	8 職員の配置、研修及び衛生管理等
9 有料老人ホーム事業の運営	9 有料老人ホーム事業の運営
10 サービス等	10 サービス等
11 事業収支計画	11 事業収支計画
12 利用料等	12 利用料等
13 契約内容等	13 契約内容等
14 情報開示	14 情報開示
15 電磁的記録等	15 電磁的記録等
16 その他	16 その他
1～12 (略)	1～12 (略)
13 契約内容等	13 契約内容等
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(6) 入居者募集等	(6) 入居者募集等
ア 入居者募集に当たっては、パンフレット、募集広告等にお	ア 入居者募集に当たっては、パンフレット、募集広告等にお

いて、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。

イ 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「不当表示告示」という。）を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。

ウ 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。

(ア) 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。

また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

(イ) 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価た

いて、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。

イ 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「不当表示告示」という。）を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。

(新設)

る手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。

また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

14・15 略

16 その他

本指針は、平成16年6月3日から適用する。

この指導指針施行の日に既に設置されている有料老人ホームについては、この指導指針に適合するよう継続的に指導するものとする。

附 則

本指針は、平成16年10月22日から適用する。

附 則

本指針は、平成18年5月31日から適用する。

なお、10利用料等（1）ウ（エ）（90日以内の契約解除等に係る返還金）については平成18年6月30日までは、なお従前の例によることができるものとする。

また、「別表」（類型・表示事項、重要事項説明書）については、平成18年9月30日までは、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

本指針は、平成21年3月25日から適用する。

附 則

14・15 略

16 その他

本指針は、平成16年6月3日から適用する。

この指導指針施行の日に既に設置されている有料老人ホームについては、この指導指針に適合するよう継続的に指導するものとする。

附 則

本指針は、平成16年10月22日から適用する。

附 則

本指針は、平成18年5月31日から適用する。

なお、10利用料等（1）ウ（エ）（90日以内の契約解除等に係る返還金）については平成18年6月30日までは、なお従前の例によることができるものとする。

また、「別表」（類型・表示事項、重要事項説明書）については、平成18年9月30日までは、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

本指針は、平成21年3月25日から適用する。

附 則

本指針は、平成21年7月1日から適用する。

附 則

本指針は、平成24年4月1日から適用する。ただし、第5（7）アの一般居室の居室面積に係る規定は、施行日までに熊本県有料老人ホーム設置事前協議要項第3条に基づく事前申出を行ったものについては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

本指針は、平成27年9月1日から適用する。

なお、平成27年8月31日までに熊本県有料老人ホーム設置事前協議要項第3条に基づく事前申出を行ったものについては、「6規模及び構造設備」及び「7既存建築物等の特活用の場合等の特例」の規定は、従前の例によることができるものとする。

また、別記様式の重要事項説明書については、平成27年11月30日までは、なお従前の例によることができるものとする。

ただし、サービス付き高齢者向け住宅について、平成27年8月31日までに登録手続きが完了しているものにあつては、平成28年3月31日までに別記様式重要事項説明書を整備するものとする。

附 則

本指針は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

本指針は、令和3年（2021年）7月1日から施行する。

なお、特定施設入居者生活介護の基準等においては、以下の一定の経過措置期間が設けられていること等に留意すること。

1 8（2）イに規定する認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることについて、特定施設入居者生活介護等の基準においては、令和6年（2024年）3月31日まで

本指針は、平成21年7月1日から適用する。

附 則

本指針は、平成24年4月1日から適用する。ただし、第5（7）アの一般居室の居室面積に係る規定は、施行日までに熊本県有料老人ホーム設置事前協議要項第3条に基づく事前申出を行ったものについては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

本指針は、平成27年9月1日から適用する。

なお、平成27年8月31日までに熊本県有料老人ホーム設置事前協議要項第3条に基づく事前申出を行ったものについては、「6規模及び構造設備」及び「7既存建築物等の特活用の場合等の特例」の規定は、従前の例によることができるものとする。

また、別記様式の重要事項説明書については、平成27年11月30日までは、なお従前の例によることができるものとする。

ただし、サービス付き高齢者向け住宅について、平成27年8月31日までに登録手続きが完了しているものにあつては、平成28年3月31日までに別記様式重要事項説明書を整備するものとする。

附 則

本指針は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

本指針は、令和3年（2021年）7月1日から施行する。

なお、特定施設入居者生活介護の基準等においては、以下の一定の経過措置期間が設けられていること等に留意すること。

1 8（2）イに規定する認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることについて、特定施設入居者生活介護等の基準においては、令和6年（2024年）3月31日まで

は努力義務としていること及び新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設けていること。

2 9(5)に規定する業務継続計画の策定、9(7)に規定する衛生管理等及び10(4)イからオまでに規定する虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等について、特定施設入居者生活介護等の基準においては、令和6年(2024年)3月31日までは努力義務としていること。

3 13(8)に規定する事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置くことについて、軽費老人ホーム等の基準においては、令和3年(2021年)9月30日までは努力義務としていること。

附 則

本指針は、令和6年7月1日から適用する。

附 則

本指針は、令和6年12月6日から適用する。

は努力義務としていること及び新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設けていること。

2 9(5)に規定する業務継続計画の策定、9(7)に規定する衛生管理等及び10(4)イからオまでに規定する虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等について、特定施設入居者生活介護等の基準においては、令和6年(2024年)3月31日までは努力義務としていること。

3 13(8)に規定する事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置くことについて、軽費老人ホーム等の基準においては、令和3年(2021年)9月30日までは努力義務としていること。

附 則

本指針は、令和6年7月1日から適用する。

(新設)